

第 6111 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年12月27日 木曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費税、原則課税か簡易課税かのポイント

Q：当社は、来年から消費税の課税事業者になります。原則課税がいいのか簡易課税がいいのかわかりません。選択のポイントはありますか？

A：次のようになっています。

【解説】

消費税の原則課税とは、課税売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して納付すべき消費税額を計算する方法で、簡易課税制度とは、売上高の一定の割合を仕入高とみなし、仕入税額控除の計算をする方法です。

簡易課税制度は、税額の計算が簡単に行けるといえるというメリットがあります。

しかし、この方法を選択しますと、設備投資等により多額の課税仕入れ等が発生したときでも簡易課税制度の方法による納付税額を超えて控除や還付を受けることはできないというデメリットがあり、そのデメリットが発生してもいったん簡易課税制度を選択すると2年間は継続適用しなければなりませんので、選択にあたっては十分検討しなければなりません。

検討する場合のポイントは、次のような点です。

- ① 通常の（消費税の）仕入率とみなし仕入率を比較し、通常の仕入率のほうが低ければ、簡易課税制度を選択すると有利になります。
- ② 簡易課税制度は、2年間継続適用しなければなりませんので、2年以内に設備投資計画がある場合は、慎重に検討してください。

